

水道法に基づく水質基準等 一 覧 表

株式会社 北陸環境科学研究所

Tel. 0776-22-2771(代)

FAX . 0776-22-1701

水道法に基づく水質基準

基準項目 (51項目)

(平成 20 年 4 月 1 日施行)

項目名	基準値	備考	
1 一般細菌	1ml の検水で形成される集落数が 100 以下であること	病原微生物	
2 大腸菌	検出されないこと		
3 カドミウム 及びその化合物	0.01 mg/l 以下	無機物質 重金属	
4 水銀 及びその化合物	0.0005 mg/l 以下		
5 セレン 及びその化合物	0.01 mg/l 以下		
6 鉛 及びその化合物	0.01mg/l 以下		
7 ヒ素 及びその化合物	0.01 mg/l 以下		
8 六価クロム化合物	0.05 mg/l 以下		
9 シアン化物イオン 及び塩化シアン	0.01 mg/l 以下		
10 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l 以下		
11 フッ素 及びその化合物	0.8 mg/l 以下		
12 ホウ素 及びその化合物	1.0 mg/l 以下		
13 四塩化炭素	0.002 mg/l 以下		一般有機化学物質
14 1,4-ジオキサソ	0.05 mg/l 以下		
15 1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/l 以下		
16 シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下		
17 ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下		
18 テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下		
19 トリクロロエチレン	0.03 mg/l 以下		
20 ベンゼン	0.01 mg/l 以下		
21 塩素酸	0.6 mg/l 以下	消毒副生成物	
22 クロロ酢酸	0.02 mg/l 以下		
23 クロロホルム	0.06 mg/l 以下		
24 ジクロロ酢酸	0.04 mg/l 以下		
25 ジブロモクロロメタン	0.1 mg/l 以下		
26 臭素酸	0.01 mg/l 以下		
27 総トリハロメタン	0.1 mg/l 以下		
28 トリクロロ酢酸	0.2 mg/l 以下		

項目名	基準値	備考
29 プロモジクロロメタン	0.03 mg/l 以下	消毒副生成物
30 プロモホルム	0.09 mg/l 以下	
31 ホルムアルデヒド	0.08 mg/l 以下	
32 亜鉛 及びその化合物	1.0 mg/l 以下	色
33 アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l 以下	
34 鉄 及びその化合物	0.3 mg/l 以下	
35 銅 及びその化合物	1.0 mg/l 以下	味
36 ナトリウム 及びその化合物	200 mg/l 以下	
37 マンガン 及びその化合物	0.05 mg/l 以下	色
38 塩化物イオン	200 mg/l 以下	
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/l 以下	味覚
40 蒸発残留物	500 mg/l 以下	
41 陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l 以下	発泡
42 ジェオスミン	0.00001 mg/l 以下	におい
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/l 以下	
44 非イオン界面活性剤	0.02 mg/l 以下	発泡
45 フェノール類	0.005 mg/l 以下	におい
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	5 mg/l 以下	味覚
47 pH 値	5.8 以上 8.6 以下	基礎的性状
48 味	異常でないこと	
49 臭気	異常でないこと	
50 色度	5 度以下	
51 濁度	2 度以下	

水質管理目標設定項目 (27 項目)

項目名	目標値	備考
1 アンチモン 及びその化合物	0.015 mg/l 以下	無機物質・重金属
2 ウラン及びその化合物	0.002 mg/l 以下(暫定)	
3 ニッケル及びその化合物	0.01 mg/l 以下(暫定)	
4 亜硝酸態窒素	0.05 mg/l 以下(暫定)	
5 1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/l 以下	一般有機化学物質
6 トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下	
7 1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/l 以下	
8 トルエン	0.2mg/l 以下	
9 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.1 mg/l 以下	
10 亜塩素酸	0.6 mg/l 以下	消毒副生成物
11		
12 二酸化塩素	0.6 mg/l 以下	
13 ジクロロアセトニトリル	0.04 mg/l 以下(暫定)	
14 抱水クロラール	0.03 mg/l 以下(暫定)	
15 農薬類 (別表)	検出値と目標値の比の和として、1 以下	農薬
16 残留塩素	1 mg/l 以下	におい
17 カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	10 mg/l 以上 100 mg/l 以下	味
18 マンガン	0.01 mg/l 以下	色
19 遊離炭酸	20 mg/l 以下	味
20 1,1,1-トリクロロエタン	0.3 mg/l 以下	におい
21 メチル- <i>t</i> -ブチルエーテル (MTBE)	0.02 mg/l 以下	
22 有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/l 以下	味
23 臭気強度(TON)	3 以下	におい
24 蒸発残留物	30 mg/l 以上 200 mg/l 以下	味
25 濁度	1 度以下	濁り
26 pH値	7.5 程度	腐食
27 腐食性(ランゲリア指数)	- 1 程度以上とし、極力 0 に近づける	
28 従属栄養細菌	1ml の検水で形成される集落数が 2,000 以下(暫定)	病原微生物

要検討項目(案) (40 項目)

項目名	目標値	備考
1 銀		
2 バリウム	0.7 mg/l 以下	
3 ビスマス		
4 モリブデン	0.07 mg/l 以下	
5 アクリルアミド	0.0005 mg/l 以下	
6 アクリル酸		
7 17-β-エストラジオール	0.00008 mg/l 以下(暫定)	
8 エチニル-エストラジオール	0.00002 mg/l 以下(暫定)	
9 エチレンジアミン四酢酸(EDTA)	0.5 mg/l 以下	
10 エピクロロヒドリン	0.0004 mg/l 以下(暫定)	
11 塩化ビニル	0.002 mg/l 以下	
12 酢酸ビニル		
13 2,4-ジアミノトルエン		
14 2,6-ジアミノトルエン		
15 N,N-ジメチルアニリン		
16 スチレン	0.02 mg/l 以下	
17 ダイオキシン類	1pg TEQ/l(暫定)	
18 トリエチレンテトラミン		
19 ノニルフェノール	0.3 mg/l 以下(暫定)	
20 ビスフェノールA	0.1 mg/l 以下(暫定)	
21 ヒドラジン		
22 1,2-ブタジエン		
23 1,3-ブタジエン		
24 フタル酸ジ(n-ブチル)	0.2 mg/l 以下(暫定)	
25 フタル酸ブチルベンジル	0.5 mg/l 以下(暫定)	
26 ミクロキスチン - LR	0.0008 mg/l 以下(暫定)	
27 有機すず化合物	0.0006 mg/l 以下(暫定) (TBTO)	
28 プロモクロロ酢酸		
29 プロモジクロロ酢酸		
30 ジプロモクロロ酢酸		

(平成 20 年 4 月 1 日施行)

項目名	目標値	
31 プロモ酢酸		
32 ジプロモ酢酸		
33 トリプロモ酢酸		
34 トリクロロアセトニトリル		
35 プロモクロロアセトニトリル		
36 ジプロモアセトニトリル	0.06 mg/l 以下	
37 アセトアルデヒド		
38 MX	0.001 mg/l 以下	
39 クロロピクリン		
40 キシレン	0.4mg/l 以下	

別表: 農薬類(水質管理目標項目 15) リスト

項目名	目標値	
1 チウラム	0.02 mg/l 以下	殺菌
2 シマジン(CAT)	0.003 mg/l 以下	除草
3 チオベンカルブ	0.02 mg/l 以下	除草
4 1,3-ジクロロプロペン(D-D)	0.002 mg/l 以下	土壌蒸気
5 イソキサチオン	0.008 mg/l 以下	殺虫
6 ダイアジノン	0.005 mg/l 以下	殺虫
7 フェニトロチオン(MEP)	0.003 mg/l 以下	殺虫
8 イソプロチオラン(IPT)	0.04 mg/l 以下	殺虫殺菌
9 クロロタロニル(TPN)	0.05 mg/l 以下	殺菌
10 プロピザミド	0.05 mg/l 以下	除草
11 ジクロルボス(DDVP)	0.008 mg/l 以下	殺虫
12 フェノブカルブ(BPMC)	0.03 mg/l 以下	殺虫
13 クロルニトロフェン(CNP) :失効農薬	0.0001 mg/l 以下	除草
14 CNP-アミノ体	-	
15 イプロベンホス(IBP)	0.008 mg/l 以下	殺菌
16 EPN	0.006 mg/l 以下	殺虫
17 ベンタゾン	0.2 mg/l 以下	除草
18 カルボフラン (カルボスルファン代謝物)	0.005 mg/l 以下	殺虫
19 24-ジクロロフェノキシ酢酸(24-D)	0.03 mg/l 以下	除草
20 トリクロピル	0.006 mg/l 以下	除草
21 アセフェート	0.08 mg/l 以下	殺虫
22 イソフェンホス	0.001 mg/l 以下	殺虫
23 クロルピリホス	0.03 mg/l 以下	殺虫
24 トリクロルホン(DEP)	0.03 mg/l 以下	殺虫
25 ピリダフェンチオン	0.002 mg/l 以下	殺虫
26 イプロジオン	0.3 mg/l 以下	殺菌
27 エトリジアゾール (エクロメゾール)	0.004 mg/l 以下	殺菌
28 オキシ銅	0.04 mg/l 以下	殺菌
29 キャプタン	0.3 mg/l 以下	殺菌
30 クロロネブ	0.05 mg/l 以下	殺菌

項目名	目標値	
31 トルクロホスメチル	0.2 mg/l 以下	殺菌
32 フルトラニル	0.2 mg/l 以下	殺菌
33 ペンシクロン	0.04 mg/l 以下	殺菌
34 メタラキシル	0.05 mg/l 以下	殺菌
35 メプロニル	0.1 mg/l 以下	殺菌
36 アシュラム	0.2 mg/l 以下	除草
37 ジチオピル	0.008 mg/l 以下	除草
38 テルブカルブ(MBPMC) :失効農薬	0.02 mg/l 以下	除草
39 ナプロバミド	0.03 mg/l 以下	除草
40 ピリプチカルブ	0.02 mg/l 以下	除草
41 ブタミホス	0.01 mg/l 以下	除草
42 ベンスリド(SAP)	0.1 mg/l 以下	除草
43 ベンフルラリン(ベスロジン)	0.08 mg/l 以下	除草
44 ペンディメタリン	0.1 mg/l 以下	除草
45 メコプロップ(MCPP)	0.005 mg/l 以下	除草
46 メチルダイムロン	0.03 mg/l 以下	除草
47 アラクロール	0.01 mg/l 以下	除草
48 カルバリル(NAC)	0.05 mg/l 以下	殺虫
49 エディフェンホス (エジフェンホス, EDDP)	0.006 mg/l 以下	殺菌
50 ピロキロン	0.004 mg/l 以下	殺菌
51 フサライド	0.1 mg/l 以下	殺菌
52 メフェナセット	0.009 mg/l 以下	除草
53 プレチラクロール	0.04 mg/l 以下	除草
54 イソプロカルブ(MIPC)	0.01 mg/l 以下	殺虫
55 チオファネートメチル	0.3 mg/l 以下	殺菌
56 テニルクロール	0.2 mg/l 以下	除草
57 メチダチオン(DMTP)	0.004 mg/l 以下	殺虫
58 カルプロバミド	0.04 mg/l 以下	殺菌
59 プロモブチド	0.04 mg/l 以下	除草
60 モリネート	0.005 mg/l 以下	除草

(農薬類つづき)

項目名	目標値	
61 プロシミドン	0.09 mg/l 以下	殺菌
62 アニロホス	0.003 mg/l 以下	除草
63 アトラジン	0.01 mg/l 以下	除草
64 グラボン	0.08 mg/l 以下	除草
65 ジクロベニル(DBN)	0.01 mg/l 以下	除草
66 ジメトエート	0.05 mg/l 以下	殺虫
67 ジクワット	0.005 mg/l 以下	除草
68 ジウロン(DCMU)	0.02 mg/l 以下	除草
69 エンドスルファン (エンドスルフェート, ベンゾエピ)	0.01 mg/l 以下	殺虫
70 エトフェンプロックス	0.08 mg/l 以下	殺虫
71 フェンチオン(MPP)	0.001 mg/l 以下	殺虫
72 グリホサート	2 mg/l 以下	除草
73 マラソン(マラチオン)	0.05 mg/l 以下	殺虫
74 メソミル	0.03 mg/l 以下	殺虫
75 ベノミル	0.02 mg/l 以下	殺菌
76 ベンフラカルブ	0.04 mg/l 以下	殺虫
77 シメトリン	0.03 mg/l 以下	除草
78 ジメビペレート	0.003 mg/l 以下	除草
79 フェントエート(PAP)	0.004 mg/l 以下	殺虫
80 ププロフェジン	0.02 mg/l 以下	殺虫
81 エチルチオメトン	0.004 mg/l 以下	殺虫
82 プロベナゾール	0.05 mg/l 以下	殺菌
83 エスプロカルブ	0.01 mg/l 以下	除草
84 ダイムロン	0.8 mg/l 以下	除草
85 ビフェノックス	0.2 mg/l 以下	除草
86 ベンスルフロロンメチル	0.4 mg/l 以下	除草
87 トリシクラゾール	0.08 mg/l 以下	殺菌
88 ビベロホス	0.0009 mg/l 以下	除草
89 ジメタメトリン	0.02 mg/l 以下	除草
90 アゾキシストロピン	0.5 mg/l 以下	殺菌

項目名	目標値	
91 イミノクタジン酢酸塩	0.006 mg/l 以下	殺菌
92 ホセチル	2 mg/l 以下	殺菌
93 ポリカーバメート	0.03 mg/l 以下	殺菌
94 ハロスルフロロンメチル	0.3 mg/l 以下	除草
95 フラザスルフロロン	0.03 mg/l 以下	除草
96 チオジカルブ	0.08 mg/l 以下	殺虫
97 プロピコナゾール	0.05 mg/l 以下	殺菌
98 シデュロン	0.3 mg/l 以下	除草
99 ピリプロキシフェン	0.2 mg/l 以下	殺虫
100 トリフルラリン	0.06 mg/l 以下	除草
101 カフェンストロール	0.008 mg/l 以下	除草
102 フィプロニル	0.0005 mg/l 以下	殺虫



(号外)
独立行政法人国立印刷局

地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

目次

〔省 令〕

○水質基準に関する省令の一部を改正する省令 (厚生労働一三五)

○水道法施行規則の一部を改正する省令 (同一三六)

○水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令 (同一三七)

〔告 示〕

○水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部を改正する件 (厚生労働三八六)

〔公 告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

日本私立学校振興・共済事業団平成十八事業年度財務諸表、型式部材等製造者の認証、住宅型式性能認定関係

二六
三三

省 令

○厚生労働省令第三百三十五号

水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第四条第二項の規定に基づき、水質基準に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年十一月十四日

厚生労働大臣 舛添 要一

水質基準に関する省令(平成十五年厚生労働省令第一号)の一部を次のように改正する。表中五十の項を五十一の項とし、二十一の項から四十九の項までを一項ずつ繰り下げ、二十の項の次に次の一項を加える。

二十一 塩素酸 ○・六ppm以下であること。

附 則

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第三百三十六号

水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第二十条第一項の規定に基づき、及び同法を実施するため、水道法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年十一月十四日

厚生労働大臣 舛添 要一

水道法施行規則の一部を改正する省令

水道法施行規則(昭和三十二年厚生省令第四十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第二号中「三十五の項、三十八の項から四十の項まで、四十三の項及び四十四の項」を「三十六の項、三十九の項から四十一の項まで、四十四の項及び四十五の項」に改め、同項第三号イ中「三十七の項及び四十五の項から五十の項」を「三十八の項及び四十六の項から五十一の項」に改め、同号ロ中「四十一の項及び四十二の項」を「四十二の項及び四十三の項」に改め、同号ハ中「三十六の項まで、三十八の項から四十の項まで、四十三の項及び四十四の項」を「三十七の項まで、三十九の項から四十一の項まで、四十四の項及び四十五の項」に改め、同号ニ中「三十七の項まで、三十八の項から四十の項まで、四十三の項及び四十四の項」を「三十八の項及び四十五の項」に改め、同項第四号の表中「二十五の項」を「二十六の項」に、「三十五の項、三十六の項、三十八の項から四十の項まで、四十三の項及び四十四の項」を「三十六の項、三十七の項、三十九の項から四十一の項まで、四十四の項及び四十五の項」に、「三十一の項から三十四の項」を「三十二の項から三十五の項」に、「四十一の項及び四十二の項」を「四十二の項及び四十三の項」に改め、同条第二項第三号中「三十七の項及び四十五の項から五十の項」を「三十八の項及び四十六の項から五十一の項」に改める。

第五十七条中「様式第十二」を「様式第十二の三」に改め、同条を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

法第二十条の十五第二項(法第三十四条の四において準用する場合を含む。)の規定により当該職員が携帯する証明書は、様式第十二とする。

法第二十五条の二十二第二項の規定により当該職員の携帯する証明書は、様式第十二の二とする。様式第十二を様式第十二の三(第五十七条第三項関係)とし、同様式の前に次の二様式を加える。